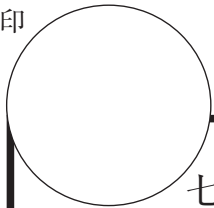


受付印



給与支払報告書
特別徴収
にかかる給与所得者異動届出書

特別徴収義務者 指定番号	
個人番号又は 法人番号	
連絡先	係 氏名 電話 ()

七尾市長あて	所在地
令和 年 月 日提出	氏名 (名称)
給与支払者 (特別徴収義務者)	

2 1 新勤務先で引き続き特別徴収する場合は、新勤務先の名称及び所在地、連絡先等を記入してください。
※印の欄は七尾市で記載するため、届出者において記載する必要がありません。

給与所得者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	月割額	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の 事由	異動後の 徴収方法	退職時までの 給与支払額
宛番号		円	6月分	月から	円		1. 退職 2. 転勤 3. 退職 4. 死亡 5. 就職 6. その他	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (事業所で残額を まとめて徴収) 3. 普通徴収 (個人納付へ切替) 4. □月分から 特別徴収	円 控除社会 保険料額
個人番号			円	月まで					
フリガナ			7月分以降	円					
氏名									
住所	(1月1日現在の住所…必ず記入願います)								
新住所	(給与の支払いを受けなくなった後の住所)								

◎ 給与所得者が新しい勤務先(特別徴収義務者)において「特別徴収の継続」を希望される場合

右記新特別徴収義務者へは	新特別徴収義務者 (新勤務先)	所在地	特別徴収義務者 指定番号
月割額 □ 円を □ 月分		フリガナ 氏名 (名称)	連絡先 担当者
から徴収するよう連絡済です。		個人番号又は 法人番号	電話 ()

◎ 給与の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合

異動日が12月31日までの場合	異動者印	徴収予定		
一括徴収の申出日		徴収予定月日	一括徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	一括徴収した税額は □ 月分 で納入します。 (月 日 納期限分)
令和 年 月 日		月 日	円	

退職の日が1月1日から4月30日までの方については、一括徴収することが義務付けられています。

※七尾市記入欄	退職	転勤	休職	死亡	就職	一括	その他
	決定			開始	処理		
	年度						
	年度						